

平成29年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(10月17日)

平成29年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成29年10月17日

午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
馬場哉	議員
藤本英樹	議員
岩田剛	議員
岡田久雄	議員
一瀬裕子	議員
上原敏	議員
熊谷佐和美	議員
西良倫	議員
信貴恵太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長
越智広志	安全推進室長

伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部理事
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
別所尚紀	総務課長
橋本哲也	財政課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
田中真宏	新折居清掃工場建設推進課長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
山田達也	エコ・ポート長谷山所長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
小川均	代表監査委員

3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
福山哲之	財政課課長補佐

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 8 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 5 議案第 9 号	平成 28 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1 ～ 日程第 6

午前 10 時 00 分 開会

○真田敦史議長 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は 22 人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10 月定例会は成立をいたしました。

これより平成 29 年 10 月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果5件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○真田敦史議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、西良倫議員、荻原豊久議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○真田敦史議長 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から11月27日までの42日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は42日間と決定いたしました。

日程第4 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第4、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、平成29年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

また、先日10月15日の日曜日に開催いたしました「環境まつり」につきましては、あいにくの天候ではありましたが、多くの住民の方にご来場いただき、清掃工場の見学ツアーや各種工房体験等を通じまして、循環型社会の推進や地球温暖化防止に向けての啓発ができたところであり、皆様のご支援、ご協力に感謝申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました、議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第8号参考資料をご参照いただきたいと思います。

今般、就業の促進及び雇用の継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険法や育児・介護休業法の改正を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律が施行され、平成29年10月1日から民間従業員に係る育児休業制度の見直しが行われたところでございます。同時に民間との均衡を考慮し、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本組合条例につきまして、法改正にあわせて再任用短時間勤務職員の育児休業の延長に関連する部分について、「子が1歳6カ月の到達日以降においても保育所に入れない場合等」の延長要件について定めるなど、所要の改正をするため、提案いたすものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

第8号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○真田敦史議長 日程第5、議案第9号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本正管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました、議案第9号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます、主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。

なお、参考資料として平成28年度の決算額を基礎に作成いたしました貸借対照表と行政コスト計算書を作成いたしておりますので、ご高覧のほど、お願い申し上げます。

それでは、計数の詳細につきましては後ほど会計管理者から説明をいたさせますので、よろしくご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 次に、決算の計数について説明を求めます。

伊庭利夫会計管理者。

○伊庭利夫会計管理者（登壇） おはようございます。それでは、私の方から、議案第9号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算について、計数的な説明を申し上げます。

まず、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概略を説明させていただきます。次に、その詳細を記載しております附属書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

まずは、歳入決算でございますが、決算書の1ページ、2ページをご覧ください。歳入決算の総額につきましては、2ページの表最下段に記載しております、収入済額の合計は92億1,373万9,256円、同じく2ページ記載の不納欠損額の合計は15万99円、同じく2ページ記載の収入未済額の合計は92万8,547円となっております。1ページ記載の予算現額の合計92億120万6,000円に対しまして、2ページの最下段右側に記載しております、予算現額と収入済額との比較の合計で1,253万3,256円の増額となっております。

次に、歳出決算でございますが、決算書の3ページ、4ページをご覧ください。歳出決算の総額につきましては、4ページの表最下段左側に記載しております、支出済額の合計は、91億3,336万659円、同じく4ページ記載の不用額の合計は6,784万5,341円となっております。3ページ記載の予算現額の合計92億120万6,000円に対しまして、4ページの表の最下段右側に記載しております、予算現額と支出済額との比較の合計で6,784万5,341円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました、歳入歳出差引残額は、3ページの欄外中ほどに記載しております8,037万8,597円となっております。

以上が平成28年度の決算書の概略でございます。

続きまして、決算書の詳細につきまして、次のページ、5ページからの事項別明細書

に沿い、ご説明申し上げます。

まずは、歳入でございますが、歳入は5ページから10ページに記載しております。

まずは、5ページ、6ページをご覧願います。表の上段に記載しております、款1、分担金及び負担金でございます。分担金は、構成市町からいただいているものであり、歳入決算の多くを占めております。予算現額34億7,797万円に対しまして、収入済額は同じく34億7,797万円となっております。調定額どおりの収入となっております。

次に、同じページの表中段に記載しております、款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億7,468万6,000円、調定額4億7,840万9,432円に対しまして、収入済額は4億7,733万876円となっております。なお、この収入の主なものは衛生手数料の4億7,583万5,835円でございます。また、この中には、6ページの備考欄に記載しております還付未済額1万60円が含まれております。

次に、同じページの表下段に記載しております、款3、国庫支出金でございます。国庫支出金は、折居清掃工場の更新事業に係る財源といたしまして、予算現額20億7,338万6,000円に対しまして、収入済額は20億7,338万6,000円となっております。調定額どおりの収入となっております。

次に、同じページの表最下段に記載しております、款4、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額5,872万4,000円に対しまして、収入済額は6,399万6,339円となっております。調定額どおりの収入となっております。なお、この収入の主なものは、次のページ、7ページ、8ページの表上段に記載しております利子及び配当金の46万7,425円並びに物品売払収入の6,352万8,914円でございます。物品売払収入は缶並びにペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入でございます。

次に、同じページの表中段に記載しております、款5、繰入金でございます。繰入金につきましては、予算現額3,715万9,000円に対しまして、収入済額は3,712万3,000円となっております。調定額どおりの収入となっております。なお、この繰入金はし尿収集運搬委託企業転廃業助成基金の繰入金でございます。

次に、同じページの表中段に記載しております、款6、繰越金でございます。繰越金につきましては、予算現額1億460万7,000円に対しまして、収入済額は1億460万6,836円となっております。調定額どおりの収入となっております。

次に、同じページの表最下段に記載しております、款7、諸収入でございます。諸収入につきましては、予算現額1億7,367万4,000円に対しまして、収入済額は1億7,832万6,205円となっております。調定額どおりの収入となっております。なお、この収入の主なものは、発電収入の1億5,884万9,862円並びに、次のページ、9ページ、10ページの表上段に記載しております雑入の1,926万9,189円でございます。発電収入はクリーン21長谷山の余剰電力売却によるものであり、また、雑入の明細につきましては、10ページの備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。

次に、歳入の最後でございますが、同じページの表中段に記載しております、款8、

組合債でございます。組合債は、折居清掃工場更新工事によるものが大部分となっております。まして、予算現額28億100万円に対しまして、収入済額は28億100万円となっております。調定額どおりの収入となっております。なお、各事業の明細につきましては、10ページの備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。

以上が歳入決算の詳細についてのご説明でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページから26ページに記載しております。

まずは11ページ、12ページをご覧ください。表の上段に記載しております、款1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額474万2,000円に対しまして、支出済額は403万9,827円でありまして、不用額は70万2,173円となっております。

次に、同じページの表中段に記載しております、款2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額4億5,115万4,000円に対しまして、支出済額は4億4,186万7,869円であり、不用額は928万6,131円となっております。なお、不用額の主なものといたしましては、一般管理費の799万39円でございます。

次に、ページが飛びまして、15ページ、16ページをご覧ください。表の下段に記載しております、款3、衛生費でございます。衛生費は、工場並びに各施設関連の経費が中心となっております。予算現額83億2,383万2,000円に対しまして、支出済額は82億7,112万4,727円であり、不用額は5,270万7,273円となっております。なお、不用額の主なものといたしましては、清掃総務費の448万9,739円、ページが飛びまして、19ページ、20ページの表中段に記載しておりますごみ焼却費の2,520万8,600円、次のページ、21ページ、22ページの表下段に記載しております、ごみ破碎費で795万164円、次のページ、23ページ、24ページの表中段に記載しております、ごみ埋立費で991万1,854円などが主な不用額でございます。

次に、次のページ、25、26ページをご覧ください。表の上段に記載しております、款4、公債費でございます。公債費はいわゆる借金の返済でございます。予算現額4億1,651万7,000円に対しまして、支出済額は4億1,632万8,236円であり、不用額は18万8,764円となっております。

次に、歳出の最後でございますが、同じページの表中段に記載しております、款5、予備費でございます。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程においてその一部を充当し、支出しております。その明細につきましては、26ページの備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。

以上が歳出決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。次のページ、27ページをご覧ください。歳入総額92億1,373万9,256円に対しまして、歳出総額は91億3,336万659円となっております。歳入歳出差引額は8,037万8,597円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,037万8,597円となっております。

以上が実質収支に関する調書についての説明でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げます。次のページ、28ページ

ジをご覧願います。公有財産のうち、土地につきましては表の左側に記載しております。その最下段に合計を記載しております、土地の決算年度末現在高の合計は18万3,199.86㎡となっております、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては表の右側に記載しております、その右の最下段に合計を記載しております、建物の決算年度末現在高の合計は4万4,227.65㎡となっております、こちらも決算年度中の増減はございません。

次に、物品につきまして、ご説明申し上げます。次のページ、29ページ、30ページをご覧願います。主要物品につきましては、30ページの表最下段の合計欄に記載しております、決算年度中に2物品が増加し、1物品が減少いたしました。これにより、決算年度末現在高の合計は139物品となっております。

最後に、基金につきましてご説明申し上げます。次のページ、31ページをご覧願います。まずは、上段の表、財政調整基金は、一般会計からの積立金並びに運用益で5,235万4,663円が増加し、決算年度末の現在高は1億7,827万4,236円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金は、平成23年度から定期積立を再開しております、決算年度末では、分担金からの積み立て並びに運用益で3,041万6,762円の現金が増加いたしました。一方で、し尿の収集量減少に伴います、し尿収集運搬車両1台分の減車が発生いたしましたので、3,712万3,000円を取り崩し、現金に係る決算年度末の現在高は1億6,044万5,055円となっております。

次に、有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、有価証券に係る決算年度末の残高は1億4,989万5,000円となっております。これにより、当該基金の現金及び有価証券を合わせました決算年度末の現在高の合計は3億1,034万55円となっております。

以上で平成28年度決算の計数説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○**真田敦史議長** この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

小川均代表監査委員。

○**小川 均代表監査委員（登壇）** 改めまして、おはようございます。

監査委員をさせていただいております小川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきたいと思っております。

決算の審査は、去る9月6日に、ここにお出席いただいております太田監査委員さんと一緒に、本組合事務局において実施をさせていただきました。

審査の対象は平成28年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法としては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認、決

算計数については、歳入歳出簿及び証拠書類その他関係諸帳簿並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や質問を行う中で審査を行わせていただきました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠し作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額92億120万6,000円に対する決算額は、歳入が92億1,373万9,256円、歳出が91億3,336万659円です。歳入歳出差引残額は8,037万8,597円となっております。

なお、決算を前年度と比較いたしますと、歳入は46億7,616万481円で、約103%増、歳出につきましても47億38万8,720円、106%と、ともに増額となっております。

細目の数値、比率等については、お手元に配付されております審査意見書をご清覧願いたいと存じます。

なお、平成28年度決算の参考資料として、今年度も貸借対照表及び行政コスト計算書が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、田島祥充議員、藤本英樹議員、岩田剛議員、一瀬裕子議員、西良倫理議員、信貴恵太議員、池田輝彦議員、岡本里美議員、鳥

居進議員、渡辺俊三議員、以上の11名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告をお願いします。

なお、小川代表監査委員におかれましては、これにて退席をされます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

決算特別委員の皆さんは1階D会議室にお集まりください。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には田島祥充議員が、副委員長には岩田剛議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告を申し上げておきます。

日程第6 休会について

○真田敦史議長 次に、日程第6、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月18日から11月26日までの40日間を休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、10月18日から11月26日までの40日間を休会することに決定いたしました。

以上もちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締め切りは11月10日午後5時までとなっておりますので、ご承知おきを願います。

今回は11月27日午前10時から会議を開きます。

以上でございます。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議員 西 良倫

議員 荻原 豊久

第2号

(11月27日)

平成29年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

平成29年11月27日

午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
馬場哉	議員
藤本英樹	議員
岩田剛	議員
岡田久雄	議員
一瀬裕子	議員
上原敏	議員
熊谷佐和美	議員
西良倫	議員
信貴惠太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長
越智広志	安全推進室長

伊庭利夫	会計管理者
杉崎雅俊	事業部理事
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
別所尚紀	総務課長
橋本哲也	財政課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
田中真宏	新折居清掃工場建設推進課長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
山田達也	エコ・ポート長谷山所長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
福山哲之	財政課課長補佐

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議案第 9号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 3	議案第10号 財産の無償譲渡について
日程第 4	議案第11号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正予算 (第1号)
日程第 5	閉会中継続調査について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第5

午前9時56分開議

○真田敦史議長 皆さん、おはようございます。

会議前に、報告をいたします。

ただ今の出席議員数は22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、これより平成29年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○真田敦史議長 日程第1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました、地方自治法第235条の2第1項、同条第3項の規定による例月出納検査結果1件につきまして、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議案第9号 平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○真田敦史議長 次に、日程第2、議案第9号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

田島祥充決算特別委員会委員長。

○田島祥充議員（登壇） おはようございます。

ただ今議題となりました議案第9号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての、決算特別委員会における審査経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

決算特別委員会は去る10月17日の本会議において設置をされ、議案第9号、平成28年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私が、副委員長には岩田議員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月24日に招集し、説明には正副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが、慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では議事に先立って審査の方法について協議を行いました。

その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費、予備費については一括して行い、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、実質収支及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に審査の結果であります。第9号議案についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして第9号議案を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に応えていかれるよう、切に希望するものでございます。

また、当日は、委員各位におかれましては、終始、ご熱心なご審査をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

また、あわせて、岩田副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて御礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○真田敦史議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、委員長の報告どおり、原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり、認定されました。

日程第3 議案第10号 財産の無償譲渡について

○真田敦史議長 次に、日程第3、議案第10号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

ただ今議題となりました議案第10号、財産の無償譲渡についての提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案第10号参考資料をご覧ください。

本案は、折居清掃工場更新施設整備運営事業建設工事において、宇治市公共下水道へ接続するため、宇治市宇治白川線に布設した污水管等について、公共下水道管理者である宇治市において一体管理することにより適切に維持管理を行うため、無償で譲渡することにつき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。
これより議案第10号を採決いたします。
議案第10号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり、可決されました。

日程第4 議案第11号 平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正
予算(第1号)について

○真田敦史議長 次に、日程第4、議案第11号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第11号、平成29年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降将来にわたって必要となる事業の契約を行うため、債務負担行為の追加をいたすものでございます。

議案第11号参考資料に記載しておりますが、今年度で契約期間が満了いたしますリサイクルセンター長谷山における破碎廃棄物等運搬業務につきまして、新たな契約を行う必要がありますことから、限度額2億9,490万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。本業務委託につきましては、5年間の期間をもって委託契約を行うことといたしております。

以上が、補正予算の内容でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。
これより議案第11号を採決いたします。
議案第11号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり、可決されました。

日程第5 閉会中継続調査について

○真田敦史議長 次に、日程第5、閉会中継続調査を議題といたします。
議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長及び廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長及び廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長及び廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成29年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。
なお、閉会に当たりまして管理者からご挨拶がありますので、しばらくお待ち願います。
山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 平成29年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日追加提出いたしました補正予算（第1号）など4議案につきまして、ご認定、ご可決を賜りまして、まことにありがとうございました。

本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、3市3町から託されました本組合の基本使命である適正な廃棄物処理事業を実施するため、新しい折居清掃工場の完成をはじめとする諸事業に、引き続き組織一体となって取り組んでまいり所存でございます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○真田敦史議長 ありがとうございました。

以上でございます。ご苦勞さまでした。

なお、事務局より組合例規集のCD-ROM版を同封いたしておりますので、よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議 員 西 良倫

議 員 荻原 豊久

議案第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例を制定するについて

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
を、次のとおり定めるものとする。

平成29年10月17日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年城南衛生管理組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「1歳6カ月到達日」という。）の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するため、再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日（当該子の1歳6カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている再任用短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該再任用短時間勤務職員が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合又は当該再任用短時間勤務職員の配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「配偶者と別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、
所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第10号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

平成29年11月27日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

記

1 譲渡する財産

種類	所在地	名称、規格及び数量
排水施設 (污水管等)	宇治市宇治折居18番地、23-2番地、24番地、34番地	塩化ビニル管（内径200mm） 延長257.0m、公共污水ます 1箇所、マンホール13箇所

2 譲渡の相手方 宇治市宇治琵琶33番地

宇治市

市長 山本 正

提案理由

公共下水道管理者である宇治市において一体管理し、施設の適切な維持管理を図るため、無償で譲渡することにつき議会の議決を求めるものであります。